

情個審第833号
令和2年3月17日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問番号：令和2年（行情）諒問第130号

事 件 名：特定元事務次官に対する懲戒処分書等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和2年4月7日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1720

FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 2 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諮問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の規定による送付をし、 又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



詮問序：総務大臣

理由説明書

1 審査請求の経緯

令和元年 12 月 23 日付け（同月 24 日受付）で、総務大臣（以下「処分庁又は詮問序」という。）宛てに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）に基づく行政文書開示請求があった。処分庁は、令和 2 年 1 月 27 日付け総官秘秘第 9 号で法第 9 条第 1 項に基づき、下記 2 に記載の行政文書について、一部を不開示とした上で開示する旨の決定（以下「原処分」という。）を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分に不服があることから、当該処分を取消す旨の決定を求めるとして、令和 2 年 2 月 10 日付けで提起されたものである。

2 原処分について

行政文書開示決定通知書に記載された開示する行政文書の名称及び不開示とした部分とその理由は次のとおり。

（1）開示する行政文書の名称

文書 1 鈴木茂樹総務事務次官に対する懲戒処分書（令和元年 12 月 20 日発令）

文書 2 鈴木茂樹総務事務次官に対する処分説明書（令和元年 12 月 20 日発令）

（2）不開示とした部分とその理由

文書 2 のうち、被処分者の号俸については、被処分者の個人に関する情報であり、法第 5 条第 1 号の不開示情報に該当し、同号ただし書ないしハに該当するとは認められないため、公にされているものを除き不開示とした。

3 本件審査請求の理由について

審査請求書によると、本件審査請求の理由は以下のとおりである。

（1）事務次官の号俸が指定職 8 号俸であることは慣行として公にされており、それ以外の号俸が適用されている事務次官は存在しないと思われる。

（2）国税庁元長官の処分説明書が同人の号俸含め、インターネットで公表されており、不開示情報に該当しないといえる。

4 原処分の妥当性について

（1）審査請求に係る行政文書

審査請求に係る行政文書は、原処分で開示することとされた行政文書のうち文書 2 である。

（2）詮問序の判断の理由

ア 審査請求人は審査請求書において、文書 2 に記載された被処分者の号俸を不開示したことについて、慣行として公にされている情報であると主張している。

一方、指定職職員の号俸については、「指定職の運用について」（平成 26 年 5 月

30日内閣総理大臣決定。以下「内閣総理大臣決定」により、その決定方法が定められており、内閣総理大臣決定第1の3において、「各庁の長は、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸を、(中略) その判断と責任において一時的に別段の運用をすることができる(以下略)」とされており、審査請求人が主張する事務次官の号俸は、8号俸以外に決定される可能性は十分にあり、事務次官の号俸が慣行として公にされているとはいえない。

イ 審査請求人は審査請求書において、国税庁元長官の処分説明書が同人の号俸含め、インターネットで公表されていると主張しているが、懲戒処分の公表については、各府省で公表指針を定めており、公表内容についても、各府省において判断するものである。また、審査請求人が主張する、国税庁元長官の処分説明書が公表されているとする当該ホームページは、審査請求人自身が管理・公表していると推察され、国税庁が公表したものではなく、慣行として公にされているとはいえない。

以上のことから、被処分者の号俸について、被処分者の個人に関する情報であり、法第5条第1号の不開示情報に該当し、同号ただし書ないしハに該当するとは認められないため、原処分において当該部分を不開示の判断は妥当である。

5 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考える。